

# 加賀市国土強靱化地域計画～概要版～

本計画は、現在、進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、これまでの自然災害から得た教訓や国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心なまちづくりを推進するため策定するものである。

## I はじめに

我が国は、東日本大震災において、未曾有の大災害を経験した。この教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が制定された。

基本法制定以降も、地震や台風、集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫といった甚大な自然災害が多発するとともに、これまでに建設された公共インフラの老朽化も顕在化してきていることから、本市の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として本計画を策定する。

## II 基本的な考え方

### 1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」や「石川県強靱化計画」との調和を保つとともに、「第2次加賀市総合計画」とも整合、連携を図りながら、本市における強靱化に関する取組の方向性を示す指針として位置づける。

### 2 計画の期間

令和3年度～令和7年度

### 3 基本方針

国の「国土強靱化基本計画」や「石川県強靱化計画」との調和を図り、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、次の基本方針のもと策定・推進する。

- (1) 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- (2) 市内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
- (3) 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- (4) 公共インフラの整備・耐震化をはじめとする「ハード」事業と、防災教育等による「ソフト」事業の組み合わせによる総合的な対策に取り組む。
- (5) 「自助」（自分の身は自分で守る）、「共助」（近所や地域の方々と助け合う）からなる地域防災力の向上と「公助」（公的な支援）の機能強化による取組の推進を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携又は役割分担して取り組む。
- (6) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- (7) 人口減少等に起因する市民の需要の変化、気候変動、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、既存の社会資本を有効活用する等、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- (8) 地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、「第2期加賀市まち・ひと・しごと総合戦略」に基づく人口減少対策と相まって強靱化を推進する担い手を確保する。
- (9) 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。
- (10) 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

## III 計画の内容

### 1 基本目標

どのような災害に対しても、次の4項目を「基本目標」として、強靱化の取組を推進

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興



### 2 事前に備えるべき目標（具体的な目標）

「基本目標」を達成するため、次の6項目を「事前に備えるべき目標（具体的な目標）」として設定

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- (5) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。



### 3 起きてはならない最悪の事態（被害の想定）

「事前に備えるべき目標（具体的な目標）」達成の妨げとなる19項目の「起きてはならない最悪の事態（被害の想定）」を設定



### 4 脆弱性評価（「起きてはならない最悪な事態（被害の想定）」を回避するための課題等の洗い出し）

本市の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に、「脆弱性評価（「起きてはならない最悪な事態（被害の想定）」を回避するための課題等の洗い出し）」を実施



### 5 強靱化のための推進方針

課題の解決に向けた施策の推進方針を策定

## IV 強靱化のための推進方針整理表

事前に備えるべき目標 (具体的な目標)	起きてはならない最悪の事態 (被害の想定)	脆弱性の評価結果 (洗い出された課題)	強靱化のための推進方針
I 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	I-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅をはじめとする建築物等の耐震化が必要</li> <li>2 建築物の室内安全対策が必要</li> <li>3 ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策が必要</li> <li>4 救助活動や救援物資輸送等に支障がないよう、幹線道路の強化が必要</li> <li>5 共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要</li> <li>6 消防団や自主防災組織の連携強化を図り、地域防災力を向上させることが必要</li> <li>7 避難行動要支援者への支援体制が必要</li> <li>8 建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の耐震化や長寿命化、及び老朽化対策の推進</li> <li>・建物内及び避難路の安全対策の推進</li> <li>・空き家対策の推進</li> <li>・地域の防災力・災害対応力の向上</li> <li>・建物密集地区に対する防火対策の推進</li> </ul>
	I-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波浸水想定を検証が必要</li> <li>2 避難路・避難場所の安全性の確保が必要</li> <li>3 災害情報の収集、伝達体制の強化が必要</li> <li>4 津波避難空間の確保と避難訓練による実効性向上が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波からの確実な避難をするための各種取り組みの推進</li> </ul>
	I-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川改修や幹線排水路の整備等による浸水対策が必要</li> <li>2 農業水利施設の改修や補強が必要</li> <li>3 新たな開発行為等において適切な雨水調整池又は雨水浸透槽等の整備が必要</li> <li>4 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要</li> <li>5 河川堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要</li> <li>6 避難者に対し防災情報の的確な伝達が必要</li> <li>7 要救助者に対する救助体制の構築が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進</li> <li>・防災情報の的確な伝達</li> <li>・各種機関との連携強化</li> </ul>
	I-4 土砂災害による多数の死傷者の発生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための対策が必要</li> <li>2 市民に対し迅速で適切な災害情報の伝達が必要</li> <li>3 中山間地域をはじめとした集落の孤立を防止し、日常機能の低下を極力避けるための対策が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害への対応の強化</li> </ul>
	I-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民等への情報伝達体制の強化が必要</li> <li>2 市民の防災意識を向上させる取り組みが必要</li> <li>3 防災教育や防災活動の推進が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等への情報伝達体制の強化</li> <li>・防災意識の向上及び防災活動の推進</li> </ul>
	I-6 豪雪に伴う被害の拡大	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路管理者間（国・県・市・近隣市町）の相互応援と除雪体制の強化が必要</li> <li>2 緊急時における確実な消防車両の出動や、消防水利の確保が必要</li> <li>3 町内会をはじめとした、市民の協力体制が必要</li> <li>4 自力での屋根雪下ろしが困難な世帯への屋根雪下ろしの支援が必要</li> <li>5 孤立が予想される地域の連絡体制の強化や世帯情報等の確認が必要</li> <li>6 交通対策に向けた取り組みの強化が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪体制の強化</li> <li>・孤立集落への迅速な対応の実施</li> <li>・交通対策に向けた取り組みの推進</li> </ul>

事前に備えるべき目標 (具体的な目標)	起きてはならない最悪の事態 (被害の想定)		脆弱性の評価結果 (洗い出された課題)	強靱化のための推進方針
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中山間地域における地域防災力の向上が必要</li> <li>2 緊急輸送道路の迂回路となる支援道路（既存道路を含む）の整備が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災力・災害対応力の向上</li> <li>・緊急輸送道路の確保</li> </ul>
	2-2	被災地における医療機能等の麻痺	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の医療体制や搬送体制の整備が必要</li> <li>2 医療施設の耐震化が必要</li> <li>3 災害拠点病院としての機能の維持向上が必要</li> <li>4 医療機関間での連携や医療物資搬送のための道路網確保が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機能等の整備</li> <li>・搬送経路の確保</li> </ul>
	2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の停滞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急救助機関が機能を維持するための対策が必要</li> <li>2 救急救助機関における情報の収集伝達機能の強化が必要</li> <li>3 消防水利の整備が必要</li> <li>4 警察や自衛隊との連携強化や要支援者の救助体制構築が必要</li> <li>5 消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要</li> <li>6 浸水区域で取り残された人の救助体制の構築が必要</li> <li>7 救助活動に支障を来さない道路整備が必要</li> <li>8 消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要（I-I再掲）</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急活動を担う機関の機能強化</li> <li>・応急活動の効率的な展開</li> <li>・地域の防災力・災害対応力の向上</li> </ul>
	2-4	食料等の安定供給の停滞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所や家庭、事業所での防災用品の備蓄が必要</li> <li>2 応援協定業者と連携し機能強化に向けた取り組みが必要</li> <li>3 上水道の応急給水体制の整備が必要</li> <li>4 交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携した防災用品の備蓄の推進</li> <li>・上水道の応急給水体制の整備促進</li> <li>・災害に対応した交通ネットワークの向上</li> </ul>
	2-5	被災地における感染症等の大規模発生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所における感染症の予防対策が必要</li> <li>2 災害時に適切にし尿を処理する体制整備が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所で感染症対策の推進</li> <li>・災害時におけるトイレの調達手段の確立</li> </ul>
	2-6	多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要</li> <li>2 避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要</li> <li>3 避難生活の長期化に向けた支援体制が必要</li> <li>4 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な避難所の開設及び運営</li> <li>・避難生活の長期化に対する支援体制の整備</li> </ul>
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要</li> <li>2 庁舎の耐震化や室内安全対策等、防災機能の強化が必要</li> <li>3 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等の整備が必要</li> <li>4 情報を共有するためのシステム整備や通信設備の充実が必要</li> <li>5 広域応援協定の締結や受援計画の整備等、支援受入れに向けた体制づくりが必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機能の機能保持</li> <li>・支援人員の受入れ体制の構築</li> </ul>
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	ライフライン（上下水道、電気、情報通信、燃料等）の長期間にわたる機能停止及び風評被害等による経済活動の停滞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物流拠点をつなぐ道路ネットワークの拡大が必要</li> <li>2 上水道施設の耐震化が必要</li> <li>3 下水道処理施設及び管路の耐震化、浸水対策等が必要</li> <li>4 電力・情報通信業者との情報共有体制の整備が必要</li> <li>5 燃料供給業者との連絡体制の連携強化が必要</li> <li>6 エネルギー不足に備え、燃料の備蓄や災害対応型給油所の整備が必要</li> <li>7 安全装置を装着した燃焼機器の普及促進が必要</li> <li>8 業務継続計画の策定等、企業の事業活動を継続するための取り組みが必要</li> <li>9 し尿処理施設の耐震化工事</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対応した交通ネットワークの向上</li> <li>・上水道施設の耐震化等の推進</li> <li>・下水道処理施設等及び管路の耐震化、浸水対策等の推進</li> <li>・各種事業者との連携強化</li> <li>・減災への取り組みの推進</li> <li>・事業者による事業継続計画策定の促進</li> </ul>

事前に備えるべき目標 (具体的な目標)	起きてはならない最悪の事態 (被害の想定)		脆弱性の評価結果 (洗い出された課題)	強靱化のための推進方針
5 制御不能な二次災害を発生させない	5-1	ため池、ダム、堤防、防災施設の損壊・排水機場など機能不全による二次災害の発生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業水利施設の改修や補強、耐震化が必要</li> <li>2 ため池ハザードマップの周知など、ソフト対策と並行した災害対応力の強化が必要</li> <li>3 揚排水機場の計画的な耐震化が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業水利施設の整備及びため池ハザードマップの周知</li> </ul>
	5-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理の推進が必要</li> <li>2 災害に強い森林づくりが必要</li> <li>3 新たな農林業の担い手の確保、育成が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・農業水利施設等の保全管理の推進</li> <li>・災害に強い森林づくりの推進</li> <li>・農林業の担い手の確保・育成</li> </ul>
6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	6-1	基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要</li> <li>2 緊急輸送道路の防災・減災対策が必要</li> <li>3 緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対応した交通ネットワークの向上</li> <li>・複数の輸送ルートの確保</li> </ul>
	6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害廃棄物処理計画による体制整備が必要</li> <li>2 災害廃棄物の適切な処理ルートの確立が必要</li> <li>3 災害廃棄物の一時仮置場の確保が必要</li> <li>4 廃棄物処理業者との連携による災害時処理体制の構築が必要</li> <li>5 大量の廃棄物を最終処分するため他市町との連携や支援が必要</li> <li>6 ごみの減量化やリサイクル向上に向けた取り組みが必要</li> <li>7 有害物質の漏えい等の防止対策についての周知が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理対策の推進</li> <li>・有害物質の漏えい等の防止体制の構築</li> <li>・ごみの減量化やリサイクルの向上</li> </ul>
	6-3	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民一人ひとりの災害対応力の向上が必要</li> <li>2 防災士の育成と自主防災組織の強化が必要</li> <li>3 災害ボランティアの活動環境を整備することが必要</li> <li>4 建設業者の担い手の確保や育成に取り組むことが必要</li> <li>5 円滑な復旧・復興を図るために地籍調査の推進が必要</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災力・災害対応力の向上</li> <li>・災害ボランティアの活動環境の整備</li> <li>・建設産業の担い手確保・育成</li> <li>・地籍調査の推進</li> </ul>